回　覧

“いつか”に備えて今から始める

参加無料

終活・相続セミナー ＆個別相談会

御自身や親御さんのこと「まだまだ先のことだから」「相続手続は急がなくていいから」と思われるかもしれません。しかし、令和６年４月１日から相続登記が義務化され３年以内に登記しなければなりません（過去に発生している相続登記も対象です。）。

また、元気な今だからこそできることがあります。本セミナーを通して、将来のことや今やるべきことについて、一緒に考えてみませんか？

【注意）令和６年４月１日以前の相続については、令和９年３月３１日までに相続登記をする必要があります。

このようなお悩みありませんか？

- □ 土地や建物の名義変更はどうするの？
- □ 相続が争族（争う家族）とならないためには？
- □ 名義が祖父（又は曾祖父）のままの土地がある。
- □ 遺言書は残した方がいいの？
- □ 認知症リスクへの備えはどうすればいいの？



日時　令和8年10月29日（木）13：30～

場所　泉崎村役場　第二村民ホール

【講演会】

13:30～14:30 『終活・相続に必要な手続について』

講師：福島地方法務局白河支局　登記相談員　佐藤 義治 氏

14:30～15:00 『知っておきたい「相続税・贈与税」のお話』

講師：郡山税務署　審理専門官　蛯名隆弘　氏

【相続・遺言及び相続税に関する個別相談会】予約制 30分まで

15:00～17:00　相談内容：相続登記、相続税、遺言、その他

相談担当：郡山税務署職員、法務局白河支局職員

司法書士 柴田雄広 氏



- **相談予約は、10月28日迄に下記電話番号に電話で予約してください。**
- 講演会の参加予約は不要です。

（ご予約・お問合せ）**税務課**　TEL 0248-53-2113

主催　泉崎村・白河税務署・福島県司法書士会